

大和市公告第8号

大和市公共下水道事業計画の変更案を作成したので、次のとおり一般の縦覧に供する。

なお、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、利害関係者は、当該下水道事業計画の案について縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成27年1月29日

大和市長 大 木 哲

1 名称

大和市公共下水道

2 変更の内容

南林間調整池の追加

排水区の変更

3 縦覧場所

大和市都市施設部都市施設総務課

4 縦覧期間

平成27年1月30日（金）から同年2月12日（木）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。